

令和5年度環境測定結果等について

令和5年度に実施した市内における環境測定の結果等をお知らせします。

1 大気環境測定（別紙1参照）

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、市内に設置している測定局において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定を実施した。

- (1) 二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM_{2.5})、二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO) は、全測定局で環境基準および環境目標を達成した。
- (2) 光化学オキシダント (Ox) については、全測定局で環境基準および環境目標を達成しなかった。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査（別紙2参照）

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、有害大気汚染物質（環境基準が設定されている4物質、指針値が設定されている11物質等）について市内6地点で調査した。

- (1) 環境基準が設定されている4物質（ベンゼン等）は、全6地点で環境基準を達成した。
- (2) 指針値が設定されている11物質（水銀、ヒ素等）は、全て指針値を達成した。

3 アスベスト調査（別紙3参照）

市内6地点で夏冬2回の調査を行い、詳細調査が必要とされる指標（1本/リットル）との比較を行った。その結果、アスベスト濃度は0.056～0.18本/リットルの範囲であった。

4 微小粒子状物質調査（別紙4参照）

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、大気中における微小粒子状物質の挙動等の科学的知見を得るため、市内1地点（千城台わかば小学校測定局）で、年4回、微小粒子状物質の成分分析を実施した。

5 降下ばいじん調査（別紙5参照）

市内12地点で降下ばいじん調査を実施した。その結果、環境目標値（降下ばいじん総量の月間値で1平方キロメートルあたり10トン以下）の達成率は90.6%（各地点の達成率の平均）であった。

6 水質調査（別紙 6、7 参照）

市内の公共用水域 30 地点、地下水 15 地点の水質調査を実施した。

（1）公共用水域

ア 河川（25 地点）

調査した 35 項目中、「ほう素」、「ふっ素」、「大腸菌数」を除き、全ての項目で環境基準および環境目標を達成した。「ほう素」は 6 地点で、「ふっ素」、「大腸菌数」は 1 地点で、それぞれ達成しなかった。

また、環境基準の設定されていない要監視項目（PFOS および PFOA 等 32 項目）について、主に 3 地点で調査したところ、全地点で指針値以下であった。

イ 海域（5 地点）

調査した 34 項目中、「化学的酸素要求量（COD）」、「全窒素」、「全りん」、「底層溶存酸素量（底層 DO）」を除き、全ての項目で環境基準および環境目標を達成した。「化学的酸素要求量」、「全窒素」、「全りん」は 2 地点で、「底層溶存酸素量」は 5 地点で、それぞれ達成しなかった。

また、環境基準の設定されていない要監視項目（PFOS および PFOA 等 31 項目）について、3 地点で調査したところ、全地点で「ウラン」が指針値を超過した。その他の項目は全地点で指針値以下であった。

（2）地下水（15 地点）

千葉市の全体的な地下水質の状況を把握するため、市内 15 地点を調査し、そのうち、13 地点で環境基準を達成した。また、これまでに汚染井戸が確認されている地区を対象とした、継続監視調査および汚染範囲の確認調査を実施した。

7 自動車騒音調査（別紙 8 参照）

自動車騒音の状況を市内 44 地点で調査し、主要幹線道路における環境基準の達成状況を評価した。

過去 3 カ年の評価で、環境基準の達成率は横ばいとなっている。

評価年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
評価対象住居等戸数	58,701 戸	60,216 戸	61,308 戸
昼夜間とも 基準値以下の戸数	54,375 戸 (92.6%)	55,758 戸 (92.6%)	57,031 戸 (93.0%)

8 ダイオキシン類調査（別紙 9～13 参照）

（1）一般環境に関する調査

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定による常時監視として、大気 3 地点、公共用水域（河川・海域）5 地点、地下水 2 地点および土壌 2 地点を調査した結果、全ての地点において環境基準を達成した。

（2）立入検査および自主測定

市内 4 事業場への立入検査時の測定、およびダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定に基づき事業者が行った自主測定において、測定結果はいずれも排出基準を達成した。